

平 30 . 11 . 5
実 3 - 4

経済社会の変化に応じた納税環境の整備について（意見の整理）

平成 30 年 11 月〇日
納税環境整備に関する専門家会合

近年、経済社会の ICT 化等に伴い、仮想通貨取引やシェアリングエコノミーなど新たな経済取引が普及拡大している。こうした取引における適正課税の実現に関しては、平成 29 年 11 月に政府税制調査会で取りまとめた「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」において、「我が国において未だ黎明期にあるデジタルエコノミーの普及拡大の重要性に留意しつつ、関係者の事務負担、税制以外の制度の整備状況を踏まえ、諸外国の制度も参考に具体的な方策に関する検討を進める必要がある」と指摘されているところである。

今般の政府税制調査会総会（第 17 回総会（平成 30 年 10 月 10 日）及び第 18 回総会（同月 17 日））においては、こうした指摘を踏まえ、経済社会の ICT 化等に伴う納税環境整備のあり方について、新たな経済活動を行う納税者等が自主的かつ適正な申告を行うことのできる環境の整備に向けて引き続き議論を行っていく必要があるが、その検討に当たっては、仮想通貨やシェアリングエコノミーをはじめとする様々な分野に関し、税制以外の制度的な枠組みや実際の取引慣行、業界の自主的な取組、更には国税当局における実務上の課題なども考慮する必要があるものとされ、こうした議論を受け、第 19 回総会（同月 23 日）において、外部有識者等の意見も聴きつつ、「今後の総会における議論の素材を整理する」場として、本専門家会合が設置された。

本専門家会合では、平成 30 年 10 月 24 日以降、計〇回にわたり会合を開催し、外部有識者も交えて、業界団体等からのヒアリングを行いつつ、納税者による自主的な適正申告を実現するための方策等について議論を行った。

以下は、ヒアリングにおいて業界団体等から説明のあった事項を踏まえ、自主的な適正申告の実現に向けた方策を検討するに当たっての基本的な視点や考え方を整理するとともに、考えられる方策やその留意点について、委員及び外部有識者から出された主な意見を列記したものである。

なお、時間的な制約がある中での議論であり、必ずしも関連する論点について網羅的な議論が行われたわけではなく、また、記述の順番や分量に関しては、本専門家会合として何らかの方向性を示すものではない。

1 新たな経済取引の概況等

ヒアリングにおける業界団体からの説明内容等のうち、納税者による自主的かつ適正な申告を実現するための方策を検討するに当たり留意すべきと考えられる主な事項としては、以下が挙げられる。

(1) 仮想通貨取引

- ・ 仮想通貨の世界的な市場規模は急速に拡大しており、仮想通貨全体の時価総額は平成 26 年から平成 30 年にかけて約 1,000 倍に増加している。
- ・ 平成 28 年 6 月における資金決済法及び犯罪収益移転防止法の改正（平成 29 年 4 月施行）により、仮想通貨交換業者（以下(1)において「交換業者」という。）について登録制が導入されるとともに、犯罪収益移転防止法上の特定事業者として位置付けられ、口座開設時における本人確認等が義務付けられることとなった。
- ・ 仮想通貨は主に交換業者を通じて取引がされるという点において証券と類似しているが、決済手段として利用が可能であることや、全て電子的に記録された財産的価値であるという点が大きな違いである。
- ・ 仮想通貨はインターネットを通じて簡易に口座間の移転を行うことができる。複数の交換業者を利用している顧客も少なからずおり、交換業者をまたがって口座間の移転が行われた場合、移転先の口座を管理する交換業者においては、移転元における仮想通貨の取得価額が把握できないため、当該仮想通貨における損益の計算もできない。
- ・ 現行実務上、税務当局から任意の協力による情報の提供を求められることもあるが、そうした情報提供については、顧客との間でトラブルが生じるのではないかという懸念を有している交換業者もいる。

(2) シェアリングエコノミー

- ・ 日本におけるシェアリングエコノミーの市場規模は、利用の進んだ諸外国に比べれば極めて小さい水準と考えられる。
- ・ シェアリングエコノミーにより所得を得ている人の中には、これまで源泉徴収・年末調整で納税が済んでいた給与所得者や、これまで申告義務がなかった学生や専業主婦などが多く含まれているが、こうした人は確定申告に関する認識が必ずしも高くないおそれがある。
- ・ 各利用者（売主・貸主・役務提供者）に関する年間の取引額等を含め、プラットフォーム事業者が保有している情報については、事業者ごとに異なる。
- ・ プラットフォーム事業者の中には、創業間もない小規模の事業者も多い。
- ・ 税制以外の話だが、日本の国内法で規制されているサービスについて、海外

のプラットフォーム事業者が日本人向けに提供しているという例もある。プラットフォーム事業者に対する規制等を検討するに当たっては、健全な競争環境を整備するため、海外事業者とのイコルフットィングを図る観点が必要である。

(3) 金地金の取引

- ・ 金の密輸入に関する摘発件数及び押収量は年々増加しており、また、各種統計から見ても相当規模の金が密輸入されているものと推測される。
- ・ 密輸入された金は、本来輸入時に支払うべき消費税が支払われていないが、消費税分が上乗せされた価格により国内の貴金属取扱業者に売却することにより、その分の利益を不正に得るというスキームが横行している。
- ・ 国内で金地金を貴金属取扱業者に売却する際、1回200万円超の取引であれば、業者から税務当局に対して買取額等を記載した法定調書が提出される。ただし、業者の事務負担も踏まえて設定されたこの基準額を下回るよう小口に分割して売却された場合、当該調書による報告の対象とはならないという限界もある。

2 現在の取組

業界団体及び事務方からは、自主的な適正申告を実現するための方策として、現在、以下のような取組を行っている旨の説明があった。

(1) 確定申告に関する周知・広報

- ・ 確定申告に関する認識が必ずしも高くない納税者に対して、自主的な適正申告を促すためには、どのような場合に確定申告が必要となるのか、また、所得や税額はどのように計算するのか等について、周知・広報を行うことが重要である。
- ・ こうした観点から、国税当局においては、例えば、「仮想通貨に関する所得の計算方法等について」（平成29年12月）など、所得の計算方法等に関するQ&Aをホームページ上で公表している。
- ・ 仮想通貨交換業者の中には、自社のホームページ上において、上記国税庁のQ&Aを引用しつつ、顧客向けに確定申告の仕方を説明している例もある。また、顧客が所得計算をしやすいよう、年間の取引内容をまとめた報告書を個々の顧客に提供している例もある。
- ・ 一般社団法人シェアリングエコノミー協会においては、利用者（売主・貸主・役務提供者）向けに確定申告セミナーを開催している。また、同協会の主導により、各プラットフォーム事業者が利用者に対して、メールマガジン等により、

確定申告に関する周知・広報を行っている。

(2)所得等計算に必要な情報の提供

- ・ 確定申告を行うためには、各納税者が自身の取引に係る情報を正確に把握する必要がある。
- ・ この点、仮想通貨取引やシェアリングエコノミーについては、一般的に仮想通貨交換業者やプラットフォーム事業者などの仲介業者を通じて取引が行われることから、当該仲介業者が、個々の納税者の取引情報を一定程度管理・保有していることが多く、それらの情報が納税者に提供されれば確定申告の利便に資するものと考えられる。
- ・ (1)で述べたように、仮想通貨交換業者の中には、顧客に対して年間の取引内容をまとめた報告書を提供している例もあるが、直近平成 29 年分の確定申告の時点（平成 30 年 2～3 月）においては、そうした情報提供を行っている仮想通貨交換業者は一部にとどまっており、また、業者によって様式が異なるため利用者である顧客にとって分かりづらいといった意見も見られたところである。
- ・ こうした状況も踏まえ、国税庁では、平成 30 年 4 月以降、仮想通貨交換業者を所管する金融庁の出席・協力も得つつ、仮想通貨関連団体とともに納税者自身による適正な納税義務の履行を後押しする環境整備について検討するため、「仮想通貨取引等に係る申告等の環境整備に関する研究会」を開催し、仮想通貨交換業者から顧客に対する申告に必要な情報の提供等について協議を行っている。
- ・ 仮想通貨交換業者から顧客に対する情報の提供については、まず、個々の取引に係るデータを電子的に提供するという方法がある。ソフトウェア開発業者の中には、当該取引データを読み込み、年間の所得金額を自動的に計算する機能を有するアプリ等を開発、提供している業者もあるため、当該アプリ等及び電子申告に必要なソフトウェアを利用すれば、データの取得から申告までの手続を全てコンピュータ上で行うことができるようになる。
- ・ 一方、確定申告に不慣れな納税者の場合、申告に当たり、税理士に相談するということも考えられるが、その場合、年間の取引内容をまとめた報告書があれば、税理士による申告書の作成も比較的簡易にできる。こうした観点から、上記研究会においては、各仮想通貨交換業者が、自主的な取組として、統一された様式の年間取引報告書（仮称）を顧客に提供するよう協議を行っているところであり、平成 30 年分確定申告（平成 31 年 2～3 月）より、そうした情報提供が実現する見通しである。
- ・ シェアリングエコノミーについては、取引内容やプラットフォーム事業者の

規模が区々であるという特徴があるが、一般的には、プラットフォーム事業者が提供するマッチングサイト上の専用ページにおいて、自己の取引履歴を確認することが可能な仕組みとなっている。

- ・ なお、仮想通貨交換業者やプラットフォーム事業者から提供される情報については、利用者が確定申告のために安心して利用できるよう、その適正さが確保されることも必要である。

(3) 国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーの利便性向上

- ・ 国税庁では、従来、ホームページ上で必要な情報を入力することにより確定申告書を作成できるシステムとして、確定申告書等作成コーナーを提供している。
- ・ 確定申告書等作成コーナーにおいては、平成 29 年分確定申告（平成 30 年 2～3 月）より、電子的に交付された医療費通知（医療費のお知らせ等）のデータを読み込み、自動的に医療費控除の計算ができる機能が導入された。
- ・ また、平成 30 年分確定申告（平成 31 年 2～3 月）からは、電子的に交付された生命保険料控除証明書や寄附金受領証明書のデータを読み込み、自動的に各種控除の計算を行うことのできる機能が導入される予定である。
- ・ このほか、平成 30 年分確定申告（平成 31 年 2～3 月）からは、医療費控除等の申告を行う給与所得者を対象として、スマートフォン専用の画面が提供される予定であり、また、その対象は今後順次拡大される予定である。

3 自主的な適正申告の実現に向けた更なる方策

本専門家会合においては、上述の取引概況や現在の取組等を踏まえ、自主的な適正申告の実現に向けた更なる方策について議論を行った。

(1) 基本的な視点・考え方

自主的な適正申告の実現に向けた具体的な方策に係る議論に先立ち、検討に当たっての基本的な視点や考え方について意見交換を行ったところ、以下のような視点等が必要であるということについて、各委員の意見は概ね一致した。

- ・ 新たな経済取引の普及・拡大は、我が国の経済成長を実現するに当たり重要な役割を果たすものであり、当該分野の健全な発展を図る観点からも、個々の取引を行う納税者が簡便かつ適正に申告できる環境を整備することが必要である。
- ・ そうした分野における適正課税を実現するためには、まず、納税者が自主的かつ適正な申告を行うことのできるよう、必要な情報の提供を行ったり、システムを整備したりするなど、官民が協働して環境の整備に取り組んでいく必

要がある。

- そのような環境を整備すれば、多くの納税者が誠実に申告を行うことが期待できる一方、中には意図的に適正な申告を行わない者もいると考えられるところ、高額・悪質な無申告者等に関しては、税務当局が的確に情報を把握した上、厳正な対応を行う必要がある。
- 自主的な適正申告を実現する観点から、取引の仲介者（仮想通貨交換業者、プラットフォーム事業者等）をはじめとする事業者には協力を求める場合には、当該事業者には過大な負担を課したり、国内の事業者と国外の事業者との間で競争条件に不合理な差異を生じさせたりすることのないよう配慮することが必要である。
- また、例えば、インターネットを通じた取引とそうでない取引など取引形態の違いによって規制にも差異があるという場合、消費者や売主・貸主・役務提供者等の行動に歪みをもたらし、当該経済分野の健全な発展に影響を及ぼすといったことにもなりかねない点にも配慮が必要である。

(2) 考えられる方策と留意点

（これまでの意見（資料「実 3-3」3～7 頁参照）及び第 3 回会合における議論を踏まえ作成）